

○議事日程

令和7年6月20日（金） 第5日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 議案第38号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第39号 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第40号 令和7年度岐南町一般会計補正予算について

第 5 議案第41号 財産の取得について
(ハンドル式移動棚購入)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1	番	広瀬恵理子君
2	番	加藤雅浩君
3	番	長谷川淳君
4	番	村山博司君
5	番	松本暁大君
6	番	三宅祐司君
7	番	松原浩二君
8	番	櫻井明君
9	番	渡邊憲司君
10	番	木下美津子君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君	
副	町	長	傍島敬隆君
教	育	長	野原弘康君

総 合 政 策 部 長	安 田 悟 君
総 務 部 長	服 部 貴 司 君
こ ど も 未 来 部 長	三 輪 学 君
健 康 福 祉 部 長	堀 場 康 伸 君
住 民 部 長	小 野 木 崇 夫 君
基 盤 整 備 部 長	板 橋 篤 志 君
会 計 管 理 者	井 上 哲 也 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	摂 田 真 広
書 記	高 木 明 美



開議

午前10時01分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあります。

これより日程に入ります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において10番 木下美津子議員、1番 広瀬恵理子議員を指名いたします。



第2 議案第38号から第5 議案第41号まで

○議長（櫻井 明君） 日程第2から日程第5まで、岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例のほか議案3件を一括議題といたします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（櫻井 明君） 理事者の説明を求めます。

後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 追加議案の提案説明をいたします。

議案第38号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、同政令において、最近における物価の変動等を考慮し、選挙運動に関する選挙公営費用単価が改定されましたので、条例第8条及び第11条に規定する選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成費用の公費負担額につきまして、国が定める単価と同額に改正するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第39号 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るために、選挙長等の費用弁償額が改定されましたので、条例別表に規定する報酬額につきまして、国が定める費用弁償額と同額とするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第40号 令和7年度岐南町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ132万7,000円を増額し、96億1,571万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費におきまして、住民基本台帳ネットワークシステムに係るCS機器等借上料132万7,000円を増額をいたしております。

これに対する歳入でございますが、繰越金といたしまして、132万7,000円を増額し、財源といたすものでございます。

続きまして、第2条、債務負担行為の補正におきましては、令和8年度から令和12年度を事業期間とした住民基本台帳ネットワークシステム関連機器借上げに係る限度額を計上いたすものでございます。

最後に、議案第41号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案件は、新防災備蓄倉庫に書類を保管するために設置するハンドル式移動棚を購入いたしたいもので、地方自治法第96条第1項第8号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め

るものでございます。

この購入につきましては、去る6月5日に指名業者8者により指名競争入札を実施した結果、岐阜市金園町4丁目24番地、株式会社丸晶プリオル代表取締役 梅田誠と783万6,400円の物品売買契約を締結いたしたいものでございます。

なお、納期は本契約締結日から令和7年8月29日までとするものでございます。

以上となりますが、議員の皆様には慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第38号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

議案第38号の質疑を許します。質疑はございませんか。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第38号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

先ほど説明をいただきました内容で、主な改正の理由として、最近における物価の変動を考慮し、選挙運動に関する選挙公営費用単価が改定されたためというところで、基本的には上位法で公職選挙法というのがあって、それに基づいて個々の市町村で条例を決めていると。

まず前提として、その条例上の単価というのは、先ほどの説明でいうと国の単価に合わせたというような話だったんですけれども、条例を国に合わせる必要があるかどうかということがまず1つ目お聞きしたいことで、なぜそれを聞くかというと、今回特に改正された部分の中で、1枚当たりの単価がビラとポスターそれぞれ挙げられております。

ただ、国で定める基準というのは、恐らく国会議員の国政選挙で枚数もはるかに多い状態で見たときに、枚数が多ければ当然印刷単価というのは下がってくるので、我々のような町議会が国政の単価で同じ金額で印刷とかができるかというと、なかなかそれはちょっと難しいよというのが現実のところなのかなと。

だから、例えばポスターなんかでも特にそうなんですけど、24か所しかないという現状の中で、印刷をするときに24枚刷ってくださいよというと1枚当たりの単価はめちゃくちゃ高くなりますよね。その中で、公費の部分でやっていくのはなかなか難しいよと。ただ、ポスターに関しては、条例で11条のところで、改正案、現行案、それぞれ資料の中に載っていますけれども、ポスター1枚当たりの作成単価が、当該作

成単価が586円88銭に、当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額云々かんぬんというのが書かれているんですよ。

1枚当たりの単価自体は上げているんですけども、その次の行にある31万6,250円を超えた金額という部分が、いわゆる制作に関する費用とかもろもろの部分になってくるのかなというふうに解釈はしているんですが、じゃあ、今回の引上げが最近の物価変動等を考慮して上げましたということであれば、それに伴ってこのベースになる部分の金額については、今回見直しがなされないのかというところが1つお聞きしたいところにはなってくるんですが、そういったことも含めてご説明を、質問が分かりにくいかもしれないんですけども、お答えいただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

町で基準を出すというのは非常に困難でありますので、国の基準を町の基準として今回は計上させていただいております。

単価につきましても、やはり町単独でそれを示すというのは非常に困難でございますので、今のところは国の基準を上限として改正させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） それでいいですか。

ほかの質疑をお受けいたします。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第38号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第39号 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

議案第39号の質疑を許します。質疑はございませんか。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議案第39号 岐南町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

今回の改正につきましては、こちらもまた先ほどの改正の理由と同じで、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため選挙長等の費用弁償額が改定されたためというところになっているということなんですけれども、今回の改正、現行から改正に上がるところが、区分によって金額が違うというところ、それから、金額が率で合わせてあるのかなと見ても何となく率も若干違うような気もすると、今回現行から改正に上げたこの金額が、どのようにして基準を定めて、それぞれの区分の金額を確定させたのかということをお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

こちら、今回上げさせていただきました報酬の単価の見直しにつきましても、国の基準に基づいて合わせさせていただいておりますので、町のほうで算定したわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員と認めます。よって、本案は可決されました。

次に、議案第40号 令和7年度岐南町一般会計補正予算についての質疑を行います。

議案第40号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これより討論を行います。

議案第40号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

次に、議案第41号 財産の取得についての質疑を行います。

議案第41号の質疑を許します。質疑はございませんか。

（質 疑 な し）

○議長（櫻井 明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第41号に対する討論を許します。討論はございませんか。

（討 論 な し）

○議長（櫻井 明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（櫻井 明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

————— ◇ —————

閉議閉会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の日程は全部議了いたしました。会議をこれで閉じます。

これをもって、令和7年第2回岐南町議会定例会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

木 下 美津子

岐南町議会議員

広瀬 恵理子